豊後大野市出身者等受入事業助成金交付要綱を次のように定める。 令和4年11月11日

豊後大野市長 川 野 文 敏

豊後大野市出身者等受入事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市外在住の豊後大野市出身者等(以下「出身者等」という。)と豊後大野市内の地域をつなぎ、担い手不足の小規模集落等を市外から支えてもらうことを目的として、地縁的につながりのある自治会又は地域(豊後大野市地域振興協議会設置及び運営に関する実施要綱(平成24年4月1日制定)第8条第2項の規定による事業実施対象地域の指定を受けた地域をいう。)(以下「自治会等」という。)による出身者等を受入れる取組を支援するため、自治会等に対し、豊後大野市出身者等受入事業助成金(以下「助成金」という。)を予算の範囲内において交付することに関し、豊後大野市補助金等交付規則(平成17年豊後大野市規則第50号)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 出身者等 市外に住民登録がある出身者又は本市に何らかの縁があると市長が判断 した者をいう。

(交付対象団体)

第3条 助成金の交付の対象となる団体(以下「交付対象団体」という。)は、豊後大野市内に在する自治会等とする。

(交付対象事業)

- 第4条 助成金の交付の対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)は、自治会等が実施する地域の課題解決や伝統文化保全等の取組に出身者等を受入れ、協働で取り組む事業で次に掲げる事業を対象とする。ただし、娯楽、懇親、遊興等を主な目的とする事業その他この要綱の趣旨に適合しないと認められる事業を除く。
 - (1) 自治会等が主催するイベントの運営支援事業
 - (2) 自治会等が管理する施設の清掃活動事業
 - (3) 自治会等が実施する農作業支援事業
 - (4) その他市長が認める事業
- 2 前項の規定にかかわらず、国、県、市、その他の補助事業により実施する事業は、助 成対象事業としない。

(交付対象期間)

第5条 助成金の交付対象期間は、第8条に規定する交付決定の日から、当該交付決定の 日が属する年度の2月末日までとする。

(助成金の額)

- 第6条 助成金の額は、50,000円(過去に助成金の交付を受けたことのある交付対象団体については20,000円とする。)に、出身者等の受入人数に5,000円を乗じて得た額を加算した額とする。
- 2 助成金の額は、1 交付対象団体当たり 10 万円を上限とする。 (助成金の交付申請)
- 第7条 助成金の交付を受けようとする交付対象団体(以下「申請団体」という。)は、 豊後大野市出身者等受入事業助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添え て、市長に提出しなければならない。
 - (1) 事業計画書兼支援要請書(様式第2号)
 - (2) 誓約書(様式第3号)
 - (3) 申請団体の活動がわかる Web 掲載用写真
 - (4) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定等)

- 第8条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかに内容の審査を行い、交付が適当と認めたときは豊後大野市出身者等受入事業助成金交付決定通知書(様式第4号)により、交付が不適当と認めたときは豊後大野市出身者等受入事業助成金不交付決定通知書(様式第5号)により申請団体に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による助成金の交付決定をするに当たり、必要な条件を付すこと ができる。

(変更承認申請)

- 第9条 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた申請団体(以下「交付団体」という。)が、決定後にその内容を変更し、又は交付決定を取り下げようとするときは、豊後大野市出身者等受入事業助成金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第6号)により、市長の承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項による変更を承認したときは、豊後大野市出身者等受入事業助成金変更 (中止・廃止) 承認通知書(様式第7号)により、交付団体に通知するものとする。 (実績報告)
- 第10条 交付団体は、事業が終了したときは、交付対象事業の完了の日若しくは中止の 承認を受けた日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又はこ の事業を実施した日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに、豊後大野市出 身者等受入事業助成金実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提 出しなければならない。
 - (1) 交付対象事業の実施過程が確認できる資料(書類、写真等)

- (2) 受入対象者名簿(様式第9号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(助成金額の確定)

第11条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、豊後大野市出身者等受入事業助成金交付額確定通知書(様式第10号)により交付団体に通知するものとする。

(助成金の請求)

- 第12条 前条の規定による確定通知書を受けた交付団体は、助成金を請求しようとする ときは、豊後大野市出身者等受入事業助成金交付請求書(様式第11号)を市長に提出 しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の返還等)

- 第13条 市長は、交付団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
 - (2) この要綱の目的に反して助成金の交付を受けたとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年11月11日から施行し、令和4年度の予算に係る助成金から適用する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

豊後大野市出身者等受入事業助成金交付申請書

年 月 日

豊後大野市長 様

 申請者
 住
 所

 名
 称

 代表者名
 印

豊後大野市出身者等受入事業助成金の交付を受けたいので、豊後大野市出身者等受入事業助成金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 ______
- 2 添付書類
 - (1) 事業計画書兼支援要請書(様式第2号)
 - (2) 誓約書(様式第3号)
 - (3) 申請団体の活動がわかる Web 掲載用写真
 - (4) その他市長が必要と認める書類

事業計画書兼支援要請書

自治会等名称_____

1.	受入事	業名							
2.	受入元	団体紹	介						
3.	受入元	公式 SM	NS (Face	book • Insta	gram•Ll	[NE のみ	タ)URL		
4.	事業内容	容							
5.	募集期	間							
			日	~	年	月	日		
6.	募集定	<u> </u>							
		名							
7.	開催日								
	年	月	日	~	年	月	日		
8.	開催場	所							
9.	9. 当日の持ち物等								
1 (10.参加特典								
1	1. 注意	事項							

※欄が足りない場合は適宜、行数・ページ数を追加してください。

誓 約 書

私は、次のいずれかに該当することになったときは、返還命令に従い、既に交付を受けた助成金を返還します。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の目的に反して助成金の交付を受けたとき。

年 月 日

住所名称

豊後大野市長 様

様式第4号(第8条関係)

豊後大野市出身者等受入事業助成金交付決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

豊後大野市長即

年 月 日付で申請のあった豊後大野市出身者等受入事業助成金の交付については次のとおり要件を付して決定したので通知します。

- 1 助成金交付決定額 金 円
- 2 助成金交付要件

助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、すでに交付した助 成金の全部又は一部を返還させることがあります。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の目的に反して助成金の交付を受けたとき。

豊後大野市出身者等受入事業助成金不交付決定通知書

第号年月

様

豊後大野市長

印

年 月 日付けで申請のあった豊後大野市出身者等受入事業助成金の交付について、次のとおり決定しましたので通知します。

事業名	豊後大野市出身者等受入事業
助成金交付決定内容	不交付
決定理由	

豊後大野市出身者等受入事業助成金変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日

豊後大野市長 様

 申請者
 住
 所

 名
 称

 代表者名
 印

年 月 日付け 第 号で助成金交付の決定を受けた事業を次のとおり変更(中止・廃止)したいので、豊後大野市出身者等受入事業助成金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて申請します。

変更(中止・廃止)の 理由		
	変 更 後	変 更 前
変更(中止・廃止)の 内容		
	変更後	変更前
交付を受けようとす る助成金の額		

豊後大野市出身者等受入事業助成金変更(中止・廃止)承認通知書

年 月 日

様

豊後大野市長

印

年 月 日付で申請のあった豊後大野市出身者等受入事業助成金の変更(中 止・廃止)を承認します。

当初申請時 交付決定	第 号
承認の内容	
承認後助成金	
交付決定額	
承認前助成金	
交付決定額	

豊後大野市出身者等受入事業助成金実績報告書

年 月 日

豊後大野市長 様

申請者 住 所 名 称 代表者名 \bigcirc

事業が完了したので、豊後大野市出身者等受入事業助成金交付要綱第10条の規定により、 次のとおり報告します。

事業名	豊後大野市出身者等受入事業			
事業完了年月日	年 月 日			
事業等の内容及び成果				
交付の確定を受けたい 助成金の額	円			
交付決定額	交付決定額 円			

- 添付書類 (1) 交付対象事業の実施過程が確認できる資料(書類、写真等)
 - (2) 受入対象者名簿(様式第9号)
 - (3) その他市長が必要と認める書類

受入対象者名簿

受入番号	出身地	
No.	氏名	
	住所	₸
	LINE 登録名	
受入番号	出身地	
No.	氏名	
	住所	₸
	LINE 登録名	
受入番号	出身地	
No.	氏名	
	住所	₸
	LINE 登録名	
受入番号	出身地	
No.	氏名	
	住所	₸
	LINE 登録名	
受入番号	出身地	
No.	氏名	
	住所	T
	LINE 登録名	

 第
 号

 年
 月

 日

様

豊後大野市長

卽

豊後大野市出身者等受入事業助成金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった豊後大野市出身者等受入事業助成金の交付額について、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

- 1 事 業 名 豊後大野市出身者等受入事業
- 2 交付額確定額

円

様式第11号(第12条関係)

豊後大野市出身者等受入事業助成金交付請求書

年 月 日

豊後大野市長 様

住 所名 称

代表者名

ED

年 月 日付けで確定通知のあった豊後大野市出身者等受入事業助成金について、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 金 円
- 2 助成金振込口座

金融機関名

支 店 名

口座番号(普通・当座)

フリガナ

口座名義